

# 岐阜市中心市街地活性化基本計画

平成30年4月

平成30年	3月23日	認定
平成30年1	1月29日	変更
平成31年	3月26日	変更
令和元年1	1月29日	変更
令和2年	3月31日	変更
令和3年	3月12日	変更
令和3年	3月31日	変更
令和4年	3月8日	変更
令和4年	8月24日	変更

岐 阜 市

# 岐阜市中心市街地活性化基本計画 目次

○基本計画の名称	1
○作成主体	1
○計画期間	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	1
[1] 岐阜市の概要	1
[2] 中心市街地の現状分析	3
[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析	17
[4] これまでの中心市街地活性化に対する取り組みの検証	24
[5] 岐阜市の上位計画、関連計画における中心市街地の位置づけ	33
[6] 中心市街地の課題	39
[7] 中心市街地活性化に関する基本的な方針	41
2. 中心市街地の位置及び区域	44
[1] 位置	44
[2] 区域	44
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	46
第1号要件	46
第2号要件	49
第3号要件	53
3. 中心市街地の活性化の目標	56
[1] 中心市街地活性化の目標	56
[2] 計画期間	57
[3] 目標指標の設定	57
[4] 目標指標の具体的な数値の設定について	59
(1) 「リノベーションを活用した新たな商業担い手の創出」に関する数値目標	59
(2) 「広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興」に関する数値目標	63
(3) 「広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興」に関する目標数値（補完指標）に関する数値目標	75
(4) 「都市機能誘導施設等の誘導、維持、利活用」に関する数値目標	80
(5) 「民間活用による居住空間の確保」に関する数値目標	84
(6) 「まちの魅力となるコンテンツの創出」＋「まちの活力を支える居住者の確保」に関する目標指標（補完指標）に関する数値目標	90
[5] フォローアップの考え方	92

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に 供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	93
[1] 市街地の整備改善の必要性	93
[2] 具体的事業の内容	94
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	103
[1] 都市福利施設の整備の必要性	103
[2] 具体的事業の内容	104
6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供 給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業 等に関する事項	109
[1] まちなか居住の推進の必要性	109
[2] 具体的事業の内容	109
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化の ための事業及び措置に関する事項	113
[1] 商業の活性化の必要性	113
[2] 具体的事業の内容等	114
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	122
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	122
[2] 具体的事業の内容	123
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	133
[1] 市町村の推進体制の整備等	133
(1) 市庁内体制	133
(2) 市議会における中心市街地活性化に関する審議内容	133
(3) 地域住民、有識者、民間事業者等を交えた中心市街地活性化に関する検討の場	136
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	137
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	144

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	147
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	147
[2] 都市計画手法の活用	148
(1) 都市計画手続の実施	148
(2) 大規模集客施設の立地規制に関する経緯	149
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	150
(1) 中心市街地における大規模建築物等の既存ストックの現状	150
(2) 岐阜市内の庁舎などの行政機関、病院・学校等の都市福利施設の立地状況	150
(3) 岐阜市及びその周辺の大規模小売店舗の立地状況	152
[4] 都市機能の集積のための事業等	154
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	155
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	155
[2] 都市計画との調和等	158
[3] その他の事項	160
12. 認定基準に適合していることの説明	161

## ■地区表現にかかる用語の定義

本計画において、地区表現にかかる用語については、おおむね次のように定義している。

中心市街地	本計画の計画区域である約 155ha< P 45 参照 >
中心部	中心市街地及び周辺地域の都心 11 地区（金華、京町、明德、徹明、梅林、白山、華陽、本郷、木之本、加納、加納西）
柳ヶ瀬	都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域（約 9ha）< P 44 参照 > を中心とするエリア。ただし、「柳ヶ瀬地区」は、都市再生緊急整備地域における柳ヶ瀬通周辺地域を指す。
岐阜駅周辺	都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域（約 21ha）< P 44 参照 > を中心とするエリア。ただし、「岐阜駅周辺地区」は、都市再生緊急整備地域における岐阜駅北地域を指す。
岐阜大学跡地周辺	公共・公益施設が多く集積する岐阜大学医学部等跡地周辺地区（約 55ha）< P 44 参照 > ※2 期計画の名称は岐大跡地周辺
つかさのまち	岐阜大学医学部等跡地整備基本計画における計画策定の基本とする区域及び新庁舎建設地として新たに取得した区域< P 44 参照 >

## ■図表中の比率表示について

図表中の比率は、表示単位未満を四捨五入したため、計数が一致しない場合がある。